

手続開始の公示（説明書）

令和2年3月30日

東日本高速道路株式会社 関東支社
谷和原管理事務所長 榊田 宗一郎

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|------|-----------|--|
| 1-1. | 契約件名（業務名） | 常磐自動車道 船戸高架橋床版取替施工計画検討 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社
谷和原管理事務所長 榊田 宗一郎 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社
谷和原管理事務所 総務
(住所) 〒300-2435 茨城県つくばみらい市筒戸 1606
(電話) 0297-52-2820 |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 1-5. | 見積の方法 | 持参 … 下記 4-1、4-2 を参照のこと |
| 1-6. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと |
| 1-7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-8. | 契約図書 | |
- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
- なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- ① 手続開始の公示（説明書） 本書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ② 標準契約書案
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること
- ③ 入札者に対する指示書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【郵送入札】を使用すること
- ④ 共通仕様書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等共通仕様書（令和元年7月）】を使用すること
- ⑤ 特記仕様書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑥ その他契約（発注用）図面等
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑦ 金抜設計書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- ⑧ 参加表明書 本書の別紙参加表明書様式1のとおり
- ⑨ 技術提案書 本書の別紙技術提案書様式1のとおり
- ⑩ 見積書 上記③入札者に対する指示書様式1

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること
- (4) 契約図書の交付期間は、令和2年3月30日(月)から令和2年4月13日(月)までとする。

※ 本件の契約締結日は令和2年4月1日以降を予定していることから、民法改正等に伴い、中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款改正(令和元年12月)等を踏まえ、当社の契約書、入札者に対する指示書、様式等を変更する予定があり、変更内容が確定し次第、当社ホームページに掲載するので確認すること

第2 調達手続に付する事項

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 千葉県柏市船戸
至) 千葉県柏市上利根
- (2) 業務内容 本業務は、常磐自動車道 船戸高架橋における床版取替に関する施工計画検討業務である。
- (3) 概算数量 構造物設計 橋梁上部工設計 1連
構造物設計 仮設構造物設計 1式
橋梁耐震補強設計 耐震補強動的解析 1連
床版取替仮設構造物設計 1式
床版取替施工計画 1式
- (4) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から360日間
- (5) 成果品 共通仕様書及び特記仕様書のとおり

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記3-3.に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日(下記3-3.に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「橋梁設計」に係るNEXCO 東日本の『平成31・32年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域3(関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと(NEXCO 東日本が「地域3(関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。
同種業務 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の基本設計又は

詳細設計

類似業務 道路橋における基本設計又は詳細設計

- (6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-3. に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、下記 3-7. に示す技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

a) 管理技術者：下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士【総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ② 技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ③ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者。
- ④ 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者（いずれも橋梁分野）】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。

b) 照査技術者：管理技術者に同じ。

- (7) 管理技術者は、審査基準日において、平成 21 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の基本設計又は詳細設計

類似業務 道路橋における基本設計又は詳細設計

- (8) 照査技術者は、審査基準日において、平成 21 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の基本設計又は詳細設計

類似業務 道路橋における基本設計又は詳細設計

- (9) 令和 2 年 4 月 13 日時点の管理技術者の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。

① 1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上

② 1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が 10 件以上

なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。

また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は 2 億円以上、②の件数は 5 件以上とする。

※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること

は、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

V) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 参加表明書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書（以下「表明書」という。）を作成しなければならない。表明書の各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書（様式）	留意事項
参加表明書 （様式 1）	必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
企業の同種業務又は類似 業務の実績 （様式 2）	上記 3-1. (5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 次の資料を添付すること。 ・同種業務又は類似業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・

表明書（様式）	留意事項
	特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載した同種業務の発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）・国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の場合で、「調査等成績評定通知書」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 なお、平成 21 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本に完成及び引渡し完了した調査等であって、天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-3.「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること。 記載にあたっては、（様式 2）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の施工管理業務の実績（様式 3）	NEXCO 東日本が発注した平成 28 年 4 月 1 日以降に元請として完了した施工管理業務の実績を最大 3 件まで記載すること。ただし、継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、直近年度に完了した業務のみを 1 件の業務実績とみなす。 次の資料を添付すること。 ・業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載にあたっては、（様式 3）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同一業種における表彰実績（様式 4）	同一業種（橋梁設計）に属する業務で、平成 21 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。 表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。
配置予定管理技術者の資格等（様式 5-1）	上記 3-1. (6) a) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。 手持ち業務は、審査基準日において、上記 3-1. (9) に示す対象業務がある場合に記載するものとする。
配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の経験（様式 6-1）	上記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 次の資料を添付すること。 ・同種業務又は類似業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書・作業計画書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載した同種業務の発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）・国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の場合で、「調査等成績評定通知書（項目別評定点を含む）」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 なお、平成 21 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡し完了した調査等であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-3.「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること。

表明書（様式）	留意事項
	記載にあたっては、（様式 6-1）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
配置予定照査技術者の資格等 （様式 5-2）	上記 3-1. (6)b) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。
配置予定照査技術者の同種業務又は類似業務の経験 （様式 6-2）	上記 3-1. (8) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 次の資料を添付すること。 ・同種業務又は類似業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書・作業計画書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載にあたっては、（様式 6-2）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
業務実施体制 （様式 7）	他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。なお、再委任先又は協力先を選定中の場合は「選定中」と記載すること。 調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-49-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。

- (2) 競争参加希望者は、表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 参加表明書の提出

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり参加表明を行わなければならない。
- ① 提出期間 手続開始の公示の日の翌日から令和 2 年 4 月 13 日（月）16 時まで
ただし、上記期間内に参加表明書の提出者がいない場合は、参加表明書の提出期間を延長する場合がある。
 - ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
 - ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）、書留郵便または信書便（提出期限までに必着）に限る。
 - ④ 提出書類 上記 3-2. 参加表明書の作成により作成した「表明書」を 2 部（正 1 部、副 1 部）
- (2) 競争参加希望者は、参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 参加表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準	配点
参加表明者経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務又は類似業務の実績 (参加表明書様式 2) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務 ②同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した類似業務の実績（発注機関は問わない） なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①20.0 点 ②10.0 点 ③・④0 点
参加表明者の経験及び能力	実績等	管理技術力	専門能力	平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した NEXCO 東日本発注の施工管理業務の実績 (参加表明書様式 3) 下記の順位で評価する。 ただし、継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、直近年度に完了した業務のみを 1 件の業務実績とみなす。 ①平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 3 件ある ②平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 2 件ある ③平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 1 件ある	①10.0 点 ②6.0 点 ③3.0 点

評価項目				評価基準		配点
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務の成績評定点	(参加表明書様式 2) 下記の順位で評価する。 ①NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で成績評定点が 90 点以上の業務 ②NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で成績評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（業務成績に応じて評価する） ③国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の発注業務で成績評定点が 90 点以上の業務 ④国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の発注業務で成績評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（業務成績に応じて評価する） なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①10.0 点 ② 9.5 ～ 0.5 点 ③5.0 点 ④ 4.7 ～ 0.2 点
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同一業種の表彰	(参加表明書様式 4) 下記の順位で評価する。 複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。 ①平成 21 年 4 月 1 日以降に同一業種において NEXCO 東日本の社長表彰又は NEXCO 東日本の支社長表彰の実績を有する ②平成 21 年 4 月 1 日以降に同一業種において NEXCO 東日本の事務所長表彰の実績を有する 以下の場合には加点しない。 ③表彰実績がない場合 ④平成 21 年 3 月 31 日以前の表彰実績である場合 ⑤NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合 ⑥表彰内容が「感謝状」又はそれと同内容である表彰実績である場合	①5.0 点 ②2.5 点 ③～⑥ 0 点
参加表明者の経験及び能力	不参加行為		不誠実及び	以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①平成 31 年 4 月 13 日から令和 2 年 4 月 13 日までに当該業種に係る文書警告を受けた。 ②平成 31 年 4 月 13 日から令和 2 年 4 月 13 日までに当該業種に係る口頭注意を受けた。		①-5.0 点 ②-2.0 点

評価項目				評価基準	配点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定管理技術者の技術者資格 (参加表明書様式 5-1) 下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を行っている。 ・ RCCM ・ 土木学会認定土木技術者 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①20.0 点 ②10.0 点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の経験 (参加表明書様式 6-1) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務 ②同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した国土交通省または NEXCO 以外的高速道路会社の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した類似業務の実績（発注機関は問わない） なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①20.0 点 ②10.0 点 ③・④0 点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	手持業務	手持業務	(参加表明書様式 5-1) 配置予定管理技術者のうち次のいずれかに該当する場合は競争参加を認めない。 ①1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額が 4 億円以上 ②1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は 2 億円以上、②の件数は 5 件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務	

評価項目				評価基準	配点
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務の技術者評定点 (参加表明書様式 6-1) 下記の順位で評価する。 同種業務に従事した配置予定技術者の役職が管理技術者、照査技術者、設計担当者、現場作業責任者、現場担当者のいずれかの場合に評価する。 なお、配置予定技術者の実績業務において、従事役職及び従事役職での技術者評定が確認できない場合は、評価しない。 ①NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で技術者評定点が 90 点以上の業務 ②NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で技術者評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（技術者評定に応じて評価する） ③国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の発注業務で技術者評定点が 90 点以上の業務 ④国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社の発注業務で技術者評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（技術者評定に応じて評価する） なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①15.0 点 ② 14.2 ～ 0.7 点 ③7.5 点 ④ 7.1 ～ 0.3 点
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		業務実施体制（参加表明書様式 7）が下記項目に該当する場合には競争参加を認めない。 ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」：調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」：調査等共通仕様書 1-49-2 に示す部分 ・業務の分担構成が、不明瞭又は不自然な場合	

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された表明書に基づき、上記 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を 3 者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請、及び非選定通知予定日
令和 2 年 5 月 12 日(火)

- (2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 受付期限 令和 2 年 5 月 21 日(木)16 時
- ② 受付場所 上記 1-3. 契約担当部署
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）、書留郵便または信書便（受付期限内に必着）に限る。
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日 令和 2 年 5 月 28 日(木)

3-6. 技術提案書の作成

上記 3-5. 技術提案書の提出者の選定に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書（以下「提案書」）」を作成しなければならない。提案書の各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書（様式）	留意事項
技術提案書 （様式 1）	必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
業務への取組み姿勢 （様式 2）	業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 1) 「業務の実施方針」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。 2) 「実施フロー」には、本調査等の実施フローについて簡潔に記載する。 3) 「その他」には、本調査等に関する知識や有効な提案（有益な代替案の提示、コスト削減の提示等）について記載する。 例：周辺地形との調和に関する手法。〇〇に関する解析手法、コスト削減に関する方策など。 様式 2 については、A4 判（片面）2 枚以内で作成することとし、実施の手順を示す工程計画は、設計図書に基づき別途作成の上、様式 2 に添付するものとする。（用紙のサイズは A4 判又は A3 判で片面 1 枚とする。）
参考見積 （様式 3）	参考見積は、技術提案書を特定するための評価及び積算の際の参考として用いる。 本調査等の金抜設計書に基づき記載する。 本調査等の業務規模は 16 百万円（税込）を想定している。

3-7. 技術提案書の提出

選定者は、上記 3-6. 技術提案書の作成で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 令和 2 年 5 月 13 日（水）から令和 2 年 6 月 1 日（月）まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおりに
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）、書留郵便または信書便（提出期間内に必着）に限る。
- ④ 提出書類 上記 3-6. 技術提案書の作成により作成した「提案書」を 4 部（正 1 部、副 3 部）

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

- (1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。
 - ① 実施期間 令和 2 年 6 月 4 日（木）から令和 2 年 6 月 8 日（月）まで
※ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
 - ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 谷和原管理事務所
 - ③ 出席者 配置予定管理技術者 1 名のみとする。
 - ④ ヒアリング内容 業務実施体制
業務の取組み姿勢（業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他）
照査体制
- (2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。
- (3) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認ができなかった事項については評価しない。
- (4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パス等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	実績等	管理技術力	専門能力	平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した NEXCO 東日本発注の施工管理業務の実績 (参加表明書様式 3) 下記の順位で評価する。 ただし、継続契約業務(同一機関・組織で実施している業務)は、直近年度に完了した業務のみを 1 件の業務実績とみなす。 ①平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 3 件ある ②平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 2 件ある ③平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 1 件ある	①10.0 点 ②6.0 点 ③3.0 点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定管理技術者の技術者資格 (参加表明書様式 5-1) 下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を行っている。 ・ RCCM ・ 土木学会認定土木技術者 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①10.0 点 ②5.0 点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の経験 (参加表明書様式 6-1) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務 ②同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した国土交通省または NEXCO 以外的高速道路会社の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した類似業務の実績(発注機関は問わない) なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①10.0 点 ②5.0 点 ③・④0 点

配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定照査技術者の技術者資格	(参加表明書様式 5-2) 下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を行っている。 ・ RCCM ・ 土木学会認定土木技術者 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①5.0 点 ②2.5 点
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定照査技術者の同種業務又は類似業務の経験	(参加表明書様式 6-2) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務 ②同種業務の実績が平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した国土交通省または NEXCO 以外的高速道路会社の発注業務 以下の場合は加点しない。 ③平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した類似業務の実績（発注機関は問わない） なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①5.0 点 ②2.5 点 ③・④0 点
実施方針・業務への取組み姿勢	業務理解度	(技術提案書様式 2) ・ 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			10.0 点	
	実施手順	(技術提案書様式 2) ・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び照査体制が高い場合に優位に評価する。 ・ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。			30.0 点	
	その他	(技術提案書様式 2) ・ 有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 ・ 業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。			20.0 点	
参考見積				(技術提案書様式 3) 次に該当する場合は特定しない。 ①提示した業務規模を超える見積である場合 ②提案内容に対して見積が不適切な場合		

3-10. 技術提案書の特定

- (1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書に基づき、上記 3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定及び見積者（以下「特定者」という。）とし

て、その結果について通知する。

※技術提案書の特定及び非特定通知予定日 令和2年6月25日（木）

- (2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 受付期限 令和2年7月6日（月）16時
- ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日10時から16時まで）、書留郵便または信書便（受付期限までに必着）に限る。
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日 令和2年7月13日（月）

- (4) 特定者は、当該技術提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、技術提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、技術提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。

第4 見積合わせ

4-1. 見積に必要な書類の作成等

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成または準備しなければならない。

「見積書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 見積合わせ

- (1) 見積書の提出及び執行については、別途定めて通知する。
- (2) 特定者は、見積にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 契約相手方の決定

- (1) 契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定する。
- (2) 特定者は、契約の相手方の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 手続開始の公示の日から令和2年5月18日（月）16時まで
 - ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署
 - ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（受付期間内に必着のこと）により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
 - ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

5-3. 見積の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書第 34 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。
- (2) 部分払 無

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本件業務の受注者、本件業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

- (2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上